

毎日のように登下校をすることが、本当に厳しく指導されること。友達としゃべって大笑いすること。



福崎西中学校3年 松田奈々



田原小学校2年 松岡夕那



八千種小学校2年 藤岡杏奈



福崎小学校1年 細川鷺王

今、国内だけでなく、世界中で新型コロナウイルスの影響で苦しんでいる人がたくさんいます。兵庫県でも緊急事態宣言の発令を受けて、想像すらできなかつた状況になっています。

三月から学校が休校になり、私たちの生活はすっかり変わってしまいました。六年生の最後の一か月が休校になり、今まで当たり前だと思って過ごしてきたことが、実は当たり前ではなかったということに気がつきました。

毎日のように登下校すること。授業を受けること。先生に厳しく指導されること。友達としゃべること。

当たり前の日々に感謝して

福崎東中学校1年 上田みと

が仕事から帰ってきて、「宿題したか」と尋ねてくること。明日の準備をして就寝すること。すべての当たり前が当たり前ではなくなってしました。そのうえ、目前に迫った卒業式さえも行われる時には、とても悲しく、不安な気持ちになりました。

当たり前ではなくなってしまいました。そのうえ、目前に迫った卒業式さえも行われる時には、とても悲しく、不安な気持ちになりました。

結局、卒業式は三月中旬に縮小して行われることが決まり、うれしかつたし、安心しました。卒業式当日の登校後、

すぐ式の練習をしましたが、

今までとは全く違う練習でした。

た。今まででは卒業生のイスの

後ろにたくさんのイスが並んでいましたが、今回並んでいたのは二列だけで、広い体育館がいつもより広く見えまし

た。それを聞いて、私は一生懸命やり切ろうと思いました。

いよいよ式が始まり、下級生が言うはずだった「別れの言葉」を先生方が言ってください。在校生が作ってくれるはずだった「アーチ」を先生方が作ってください。私たち

校は楽しいなあ。早く行きました。普普通なら、入

学式の次の日から毎日中学校へ通い、田原小の子とも友達になつて、楽しい日々を過ごしていました。家にいても

と休みになつて家で過ごすことになりました。家にいても

休みになつて家で過ごすことになりました。家にいても

休みになつて家で過ごすことなく、当たり前の日々に感謝して、一日一日を大切にしています。

いなあ。」と思いました。今まで、学校に行ってるのは当たり前で、夏休みなどが近づくと、「早く休みになつてほしいなあ。」と思つていました。しかし、今回の休校日を通して、「休みよりも違った卒業式で、とても残念だったけれど、いつでもみんなにできることはあります。それは、最後のときを最高の笑顔で終えることです。」

生方の思いが、ひしひしと伝わってきました。縮小されたのは残念だったけれど、いつでもみんなにできることはあります。それは、最後のときを最高の笑顔で終えることです。

た。「たとえ式は縮小されても、心を込めて私たちを送り出してください。」という先生に言されました。

の練習は一回だけでした。練習が終わって教室で休憩していた時に、先生から次のように



生活科学センターだより

実在の通販サイトをかたる
酷似サイトに注意

〔相談〕

友達から教えてもらつた大手家電メーカーのサイトで掃除機を注文した。支払いはクレジットカードを使った。安いのでアイロンも購入しようとクレジットカードの番号を入力した際、何度もエラー表示が出た。不審に思い業者をネット検索したら、偽サイトとわかつたので取り消した
(30歳代女性)

〔処理〕

相談者が注文したサイトを当センターで確認したところ、サイトの画面は、実在する事業者とそつくりで、会社名や所在地、電話番号は実在ものと同じでした。しかし、事業者のURL(https://で表す、インター ネット上の住所)、メールアドレス、代表者名は異なつてい

- 【チエックポイント】
・サイトのURLの表記がおかしい(正規サイトのURLと表記と少しだけ異なる)。
- 【アドバイス】
・販売価格が大幅に割引されている。

(https://で表す、インター ネット上の住所)、メールアドレス、代表者名は異なつて

- 【チエックポイント】
・秘密厳守
・相談日時
・火・金曜日
・9時～16時
（月曜日は休館日）

一ド会社に事情を伝え、支払%OFFと安価でした。相談者には、クレジットカードに至った経緯を文章にして文に至った経緯を文章にしての停止を申し出ること、注文に至った経緯を文章にしてカード会社に送ることを助言しました。その後、カード会社から質問書が届いたので、記載し提出したと相談者から報告を受けました。

〔アドバイス〕
・酷似サイトのトラブルは以前から衣服やスニー カーなどでみられましたが、最近では家具や家電などで多い傾向にあります。

通販サイトで注文する際は、次のポイントに気を付けましょ!

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



る、同URLの前後に別の文字が追加されている)

●事業者の住所の記載がなつたり、場所を調べると田んぼや畠等になっている。

●事業者の連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけになっている。

●クレジットカードの決済がスマートにいかず、何度も入力させられる。

●利用規約等におかしな記載がある。

●サイト内のリンクが適切に機能しない。

購入前に、注文するサイトに関するトラブル情報を確認したり、あえて問い合わせをして返信内容等をチェックするのも良いでしょう。返信がない、日本語の字体・文章がおかしいなど、不審な点がある場合は、注文しないようにしましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ

(☎22・4977)

人 権 標 語

やさしさで
やつないでいこう
みんなの手

福崎小学校5年
渥美真名

あなたの手で
きっと作れる
みんなの笑顔

田原小学校6年
名坂心音

いい所
見つけた
声かけて
あなたの勇気
支えになる
いい気持ち

高岡小学校5年
森本光士郎

福崎東中学校1年
蘆谷千紗

いじめ防止対策推進条例を制定しました

福崎町では、いじめ防止等に関する基本理念を定め、町の責務を明らかにし、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを目的として、令和2年12月に福崎町いじめ防止対策推進条例を制定しました。

この条例をもとに、いじめ防止等に係る体制づくり及び対応を実施していきます。

※町ホームページに条文を掲載しています。(学校教育課)

いじめのこと、ネットトラブルのこと、体罰のこと、不登校のことなど、学校生活の中で不安なこと、心配なことがあつたら、どんな小さなことでも相談してください。

○ひょうごっ子相談ホットライン

なやみいおう

☎0120-0-78310 (24時間受付)

令和2年分 確定申告・住民税申告のお知らせ

- ★各申告相談会場は感染症予防対策に配慮したレイアウトとなっています。これにより、会場での混雑が予想され、場合によっては入場規制がかかる可能性があります。
- ★感染症予防の観点から、e-taxのご利用や郵送等による申告をおすすめします。

▼申告会場のご案内▼

福崎町在住者で下記以外の申告

→ <会場1> 福崎町内施設・公民館へ

土地等の譲渡所得の申告

→ <会場2> 姫路労働会館へ

青色申告

→ <会場2> 姫路労働会館へ

特定増改築等住宅借入金等特別控除のある人

→ <会場2> 姫路労働会館へ

■申告会場

<会場1> 福崎町内施設、公民館等

期間：2月16日（火）～3月15日（月）

※土日祝除く。ただし2月20日（土）・27日（土）・3月6日（土）は相談受付可能

※開催時間・場所について、
詳細は10ページの日程表をご確認ください。

（問い合わせ先）福崎町役場 税務課 住民税係
☎22-0560（内線344・345）

★会場1で申告ができるのは、令和3年1月1日時点で福崎町に住民票がある人に限ります。

「ひょうごスタイル」推進
会場における感染防止対策（お願い）

- マスクの着用、手指消毒
- 原則、お一人での来場
- 電卓、筆記用具の持参

※体温が37.5度以上の方は入場をご遠慮ください

<会場2> 姫路労働会館

期間：2月16日（火）～3月15日（月）

※土日祝除く。ただし2月21日（日）・28日（日）は相談受付可能

時間：午前9時～午後4時

場所：兵庫県姫路市北条一丁目98番地

（問い合わせ先）姫路税務署 ☎079-282-1135(代)

★会場2への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、LINEを通じたオンライン事前発行が可能です。

※当日分のみ会場で配布します。

★入場整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

★会場2には、確定申告で来場する人のための駐車場はありません。来場の際は、公共の交通機関を利用するか、車の場合は近隣の有料駐車場を利用してください。

インターネットから確定申告ができます！

STEP1
「国税庁ホームページ」へアクセス

- 申告会場での長い待ち時間がありません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

確定申告

STEP2
申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP3
申告書を提出
提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Taxで送信して提出または印刷して郵送等で税務署へ提出プリンタがなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

申告書の提出先
〒670-8790
姫路市北条1丁目250番地
姫路税務署 宛



申告書の作成は
こちらから！

～福崎町内の申告相談会場で 申告される際の注意点～

医療費控除を受けられる方へ

- ★令和2年分確定申告（医療費控除）から、「医療費控除の明細書」の添付が必ず必要となります。
- ★領収書の提示または添付による申告はできません。
- ★領収書は確定申告期限から5年間、自宅等で保存する必要があります。

<医療費控除の明細書記入例>

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	12,000 円	円
//	J R、○○バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	1,560	

農業所得・事業所得・不動産所得のある方へ

- ★事前にご自身で販売金額や必要経費等を必ず集計しておいてください。集計されていない場合、申告時に順番を後にまわっていただくこともありますのでご了承ください。

年金所得者の方へ

- ★公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で申告が不要である場合でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除（医療費控除等）を受けたい場合は、住民税の申告が必要です。

収入がない方へ

- ★国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人は、収入がない場合でも必ず申告してください。申告は、上記各種保険料の算定や軽減判定等の基礎資料となります。正しく保険税（料）を算定し、保険税（料）の軽減判定等を受けるためには、被保険者と世帯主の所得把握が必要です。

福崎町内の申告相談会場では受付できない 申告があります！

- ★土地等の譲渡所得のある人または青色申告の人、特定増改築等住宅借入金等特別控除のある人、相続税・贈与税・消費税の申告は町内の申告相談会場では受付できません。姫路税務署の開設する申告会場（姫路労働会館）で申告してください。

◆申告が必要な人

- ・事業（自営業など）、不動産（地代や家賃）、農業の所得がある人
- ・報酬、個人年金の受取金、保険の満期（解約）受取金などの所得がある人
- ・給与や年金を2ヶ所以上からもらっている人
- ・給与所得者で年末調整をしていない人
- ・2種類以上の所得がある人（例：給与所得と不動産所得、年金所得と農業所得など）
- ・土地建物や株式等の譲渡があった人

◆申告に必要なもの

- ・確定申告書（税務署から送付されている人）
- ・源泉徴収票（給与所得者、年金受給者）
- ・報酬等の支払調書、個人年金や保険の満期受取金等の支払証明書
- ・収支内訳書（農業・営業・不動産所得等のある人）
- ・国民年金保険料等支払証明書
- ・生命保険や地震保険料（旧長期損害保険料）の支払証明書
- ・医療費控除の明細書（医療費の支払額・保険金などで補てんされる金額を記載したもの）
- ・印鑑
- ・本人名義の通帳（還付の人）
- ・マイナンバーカード（マイナンバーカードを持っていない人は、通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の持主確認書類を1点ずつ）など

*農業所得・不動産所得等の必要経費で固定資産の租税公課が不明な人は、令和2年6月16日付けでお送りした「令和2年度固定資産税課税明細書」を必ずお持ちください。

＜問い合わせ先＞

姫路税務署（☎079-282-1135(代)
福崎町役場税務課（内線344・345）

令和2年分 確定申告・住民税申告受付相談会日程

月 日	曜日	受付時間	対象自治会		申告会場
			午 前	午 後	
2月16日	火	9時30分～15時	西治	西谷・高橋	西 治 公 民 館
2月17日	水	9時30分～15時	南大貫・東大貫	西大貫	南 大 貫 公 民 館
2月18日	木	9時30分～15時	余田	小倉	八千種研修センター
2月19日	金	9時～15時	庄	鍛冶屋	八千種研修センター
2月20日	土	9時～15時	八千種地区		八千種研修センター
2月21日	日				
2月22日	月	9時30分～15時	福田		エ ル デ ホ ー ル
2月23日	火・祝				
2月24日	水	9時30分～15時	山崎		文 化 セン タ ー
2月25日	木	9時～15時	馬田	駅前	文 化 セン タ ー
2月26日	金	9時30分～14時	桜・神谷	長野	神 谷 公 民 館
2月27日	土	9時30分～15時	福崎地区		文 化 セン タ ー
2月28日	日				
3月1日	月	9時30分～14時	田口	板坂	田 口 公 民 館
3月2日	火	9時30分～15時	新町		文 化 セン タ ー
3月3日	水	9時30分～14時	西光寺	上中島・西野野垣内	西 光 寺 公 民 館
3月4日	木	9時～15時	大門・加治谷	北野・亀坪	サ ル ビ ア 会 館
3月5日	金	9時～15時	井ノ口・田尻	西野・辻川	サ ル ビ ア 会 館
3月6日	土	9時～15時	田原地区		サ ル ビ ア 会 館
3月7日	日				
3月8日	月	9時～15時	長目・中島	八反田・吉田	サ ル ビ ア 会 館
3月9日	火	9時～15時	事業所得者 ほか		サ ル ビ ア 会 館
3月10日	水	9時～15時	事業所得者 ほか		サ ル ビ ア 会 館
3月11日	木	9時～15時	事業所得者 ほか		サ ル ビ ア 会 館
3月12日	金	9時～15時	事業所得者 ほか		サ ル ビ ア 会 館
3月13日	土				
3月14日	日				
3月15日	月	9時～15時	事業所得者 ほか		サ ル ビ ア 会 館

●申告期間中、役場での申告相談はできません。

対象自治会の日にお越しになれない方は、別の申告会場、もしくは3月9日以降にサルビア会館へお越しください。

●身体の都合等で会場に来ることができない場合は、税務課住民税係までご相談ください。



※申告相談会場や時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。

特に開場後すぐの時間は、大変混み合いますので時間に余裕を持ってお越しください。

問い合わせ先 役場 税務課(内線344・345)